

#	仕様書分類	要件No.	件名	WT確認事項	WT構成員回答	方針
1	機能要件	150014	滞納者抽出に係る機能追加	以下の要件を新規追加する旨、指定都市から意見あり。 処分の決定有無による抽出ができること。 【確認】 現在、決裁について規定しているのは以下のとおり。 ・150214滞納処分 ・150263執行停止 ・150284不納欠損 このうち、上記以外に決裁についての規定が必要なものを回答いただきたい。 規定が必要なものについて、150218をベースに、機能要件上「決裁年月日等が未入力の場合抽出できること」を追記する。		
2	機能要件	150028	関連者登録管理に係る機能追加	以下の要件を新規追加する旨、指定都市から意見あり。 関連者登録された宛名の内、送付先等に活用する代表（最新）宛名を管理する。 【確認】 ・自動で登録することが必要か。関連者の住所、送付先にコピーペーストすることで代用できないか。		
3	機能要件	150058	担当者設定に係る機能追加	以下の通り要件を追加する旨、指定都市から意見あり。 既に担当者が設定されている滞納者は、担当者が自動で変更されないこと。 【確認】 ・自動で担当者変更する際に、変更されないようフラグ管理できる機能が必要か。 ・手動変更の場合、フラグ漏れが考えられるが、現状のように管理しているか。例えば、自動設定を行った際に、自動設定の対象として、すでに担当者が設定されている滞納者がいた場合、アラーム表示などで、同じ変更するか、そのままにするか選べる機能にできないか。		
4	機能要件	150184	実態調査書作成に係る項目追加	以下の要件を新規追加する旨、指定都市から意見あり。 ・管轄税務署 【確認】 ・機能要件150186～150196にて、管轄税務署は必要として追加することで問題ないか。		
5	機能要件	150225	滞納処分の処分調書等作成に係る機能追加	以下の通り要件を追加する旨、指定都市から意見あり。 滞調法による差押及び交付要求を行う場合は、一度の入力で差押と交付要求を行えること。 【確認】 以下の記載を備考に追加することよいか。 機能要件2.8.9において、「滞調法による差押及び交付要求を行う場合は、一度の入力で差押と交付要求を行うことも可とする。」		
6	機能要件	150234	配当計算書作成・管理に係る機能追加	以下の通り要件を修正する旨、指定都市から意見あり。 配当計算書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <管理項目 例> 市区町村コード、行政区、処分コード、財産情報管理番号、宛名番号、債権現在額、他機関の債権額、残余金、配当時の延滞金額、延滞金計算年月日、受入額、滞納処分費、残預金交付、交付期日、交付時刻、交付場所、備考更新者ID、更新年月日、更新時刻 【方針】 現在の仕様書における、配当計算書、配当計算書別紙に記載の印字項目について、機能要件上明記する。		
7	機能要件	150240	配当計算書作成・管理に係る機能追加	以下の通り要件を修正する旨、指定都市から意見あり。 充当通知書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <管理項目 例> 市区町村コード、行政区、充当管理番号、宛名番号、充当入力年月日、充当決議年月日、充当年月日（予定日）、通知年月日、充当理由、充当適状日、充当申出日、処分備考、更新者ID、更新年月日、更新時刻 【方針】 現在の仕様書における、充当通知明細書、充当明細書に記載の印字項目について、機能要件上明記する。		
8	機能要件	150249	検索に係る機能追加	以下の通り要件を修正する旨、指定都市から意見あり。 検索情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <管理項目 例> 市区町村コード、行政区、検索管理番号、検索情報、画像データ、更新者ID、更新年月日、更新時刻 【方針】 現在の仕様書における、検索調書に記載の項目について、機能要件上明記する。		
9	機能要件	150251	公売管理に係る機能修正	以下の通り要件を修正する旨、指定都市から意見あり。 <申込者情報> ・最高価申込者の取消日 ・売却決定日時（最高価）・代金納付日時（最高価） ・売却決定取消日（最高価）・次順位買受申込者売却決定日時 ・代金納付日時（次順位） ・売却決定取消日（次順位） 【確認】 ・上記項目について、それぞれのように使用しているか。 ・各項目は、どの帳票で使用しているか。		
10	機能要件	150251	公売管理に係る項目追加	以下の通り要件を追記する旨、指定都市から意見あり。 <申込者情報> ・売却区分番号 ・滞納処分費 ・公売保証金額 ・見積価格 ・落札金額 ・入札場所 ・開札場所 【確認】 ・上記項目について、それぞれのように使用しているか。 ・各項目は、どの帳票で使用しているか。		
11	機能要件	150251	公売管理に係る機能追加	以下の要件を新規追加する旨、指定都市から意見あり。 ・期間や日ごとの管理については年月日だけでなく、時間まで管理できること。 【確認】 ・現在、公売に関する項目で日ごちを管理するものである以下について、時間の管理が必要かを確認する。 また、#9で追加する項目についても、同様に確認する。 (項目) ・開札年月日 ・売却決定年月日 ・買受代金納付期限 ・公売保証金納付期間 ・最高価申込者の決定日 ・次順位買受申込者の決定日 ・売却決定日時		

#	仕様書分類	要件No.	件名	WT確認事項	WT構成員回答	方針
12	機能要件	2.4.シリーズ	分割納付用の口座振替に係る機能修正	<p>収納管理システムの2.2.1.1で「分割納付用の口座は別途管理できること。」とあるが、滞納管理システムの仕様書上、口座振替による支払方法が明記されていないため、以下の通り文言を修正する旨、指定都市から意見あり。</p> <p>・支払方法→支払方法（納付書・口座振替）</p> <p>【確認】 以下の記載を追加してください。 (滞納) ・2.4.シリーズに、標準オプション「口座振替での分割納付登録ができること。」を追加 ・4.2.1.に、標準オプション「滞納管理システムから収納システムへ以下の情報を連携できること。」 ・分割納付情報」を追加</p> <p>(収納) ・8.1.1.に、標準オプション「滞納管理システムから収納システムへ以下の情報を連携できること。」 ・分割納付情報」を追加</p>		
13	機能要件	2.7.シリーズ	財産調査に係る機能追加	<p>以下の要件を新規に追加する旨、指定都市から意見あり。 給与照会時、課税側で管理している勤務先情報を自動引用し、照会文書を発行できること。</p> <p>【確認】 以下の機能を追加してください。 機能要件2.7.シリーズにおいて、標準オプション機能として、「課税資産情報として参照可能な給与支払報告書記載の勤務先について、給与照会する際の死金が自動で入力されていること」</p>		
14	帳票要件	150002	充当通知明細書	<p>充当後の金額欄を設ける旨、指定都市から意見あり。…※その中「充当後の金額は、別紙 充当後の滞納明細書のとおり」、「合計」、「滞納処分費」欄を設ける</p> <p>【方針】 以下の方針でよい。 ・レイアウトに充当後未納明細として、金額（合計、滞納処分費）欄を作成する。 ・印字項目「充当後未納明細」→「充当後の滞納明細」に修正。また、中分類に「合計額」「滞納処分費」を作成する。記載事項は、「※別紙滞納明細のとおり」 ・機能2.8.12.に、実装必須「帳票0150469滞納明細」の様式で、充当後の滞納額が記載した滞納明細を出力できること」を追加する。</p>		
15	帳票要件	150005	配当計算書（原本）の残余金の欄について	<p>自治体から、配当計算書（原本）の残余金の欄が、標準仕様書では空欄、諸元表には金額のみを記載するとなっている。現行帳票では交付対象者の記載が可能で引き続き必要であると指摘あり。</p> <p>【確認】 交付対象者が差押対象と異なる場合があれば記載の必要があると考えるが、各構成員において記載しているか。</p>		
16	帳票要件	150220	延滞金減免決定通知書	<p>「延滞金減免許可通知書/不許可通知書」と別帳票として実装必須帳票とする旨、指定都市から意見あり。</p> <p>【確認】 標準オプションで、「延滞金減免非決定通知書」を新規に追加してください。</p>		
17	帳票要件	150340	戸籍・住民票などの交付について	<p>自治体から、印字項目のうち、「印字しない（手書き運用を想定）」としている項目については、日常的に多数の交付請求をする中で手書き運用となると業務効率が悪くなるため、「印字」に変更すべきという意見あり。</p> <p>【方針】 現在手書き入力と記載がある「申請帳票」申請件数については手入力に修正する。</p>		
18	帳票要件	150397	納期限変更告知書について	<p>自治体から、納期限変更告知書の明細部分について、延滞金計算日は不要という指摘あり。</p> <p>【確認】 ・現在の項目で、不要な項目についてご教示ください。 ・新規に追加の必要がある項目についてご教示ください。</p>		
19	帳票要件	150397	納期限変更告知書について	<p>自治体から、通知書中段にある「滞納者」は納期限変更前なので「納税者」の方が良いのではないかという意見あり。</p> <p>【確認】 通知を送付した時点で滞納者という認識であるため、変更しない整理でよい。</p>		
20	帳票要件	150406	登記簿託書	<p>印字項目「登記済証の交付希望の有無」を追加する旨、指定都市から意見あり。</p> <p>印字位置 項目番号「7添付書類」8「死先」の間</p> <p>【確認】 ・法務省様式を確認するに、「登記済証の交付希望の有無」が掲載されているため、こちらを追加してください。</p> <p>(参考：法務省URL) https://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI80/minji80.html</p>		
21	帳票要件	150417	登記簿託書	<p>印字項目「登記済証の交付希望の有無」を追加する旨、指定都市から意見あり。</p> <p>印字位置 項目番号「7添付書類」8「死先」の間</p> <p>【確認】 ・法務省様式を確認するに、「登記済証の交付希望の有無」が掲載されているため、こちらを追加してください。</p> <p>(参考：法務省URL) https://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI80/minji80.html</p>		
22	帳票要件	150133	破産交付要求の決議文書に係る意見	<p>財団債権分だけ解除事由が発生したときに、1つの交付要求としてしか情報の管理がされていないため、解除時に支障があることを理由に、以下の通り要件を追加する旨、指定都市から意見あり。</p> <p>破産法に基づく財団債権/優先的破産債権/劣後的破産債権)ごとに交付要求情報を管理できること。</p> <p>【確認】 ・現在、帳票要件0150133「(破産交付)交付要求決議書兼交付要求通知決議書※決議用」において、財団債権、破産債権いずれも本帳票1種類で対応することとしている。 ・財団債権時のみ解除する場合等が存在する場合があります。その場合は、決裁も2種類に分ける必要が出てくるものと想定。</p>		
23	帳票要件	-	機能要件「0150200」に係る帳票の作成	<p>滞納管理業務の機能要件「0150200」の「照会対象者」の回答を出力できること。との記載の中の「出力」が、帳票を出力することを明確にするため、以下の帳票を新規に追加する旨、指定都市から意見あり。</p> <p>金融機関から電子回答されたデータを整形して、口座情報を出力する帳票</p> <p>【確認】 以下についてWTで確認する。 ・帳票要件に、新規に以下の帳票を出力してよいか。 名称「電子照会回答」、必須、概要「電子照会の結果（個別の回答）」 名称「電子照会回答結果一覧」、必須、概要「電子照会の結果（一覧）」 他に必要帳票があるか。実際にどのような帳票を使用しているか。 ・なお、内部帳票となるため、レイアウト、項目は定義しない想定。</p>		

#	仕様書分類	要件No.	件名	WT確認事項	WT構成員回答	方針
24	帳票要件	-	-	構成員から、「全般として、原本である書類に謄本の記載があるものもないものが混在している。(2.4の滞納者用の差押調書等) 間違いないよう原本である書類には全てに原本を記載していただきたい。」との意見があった。 【確認】 基本的には滞納者に送付されるものが原本となる認識だが、それで問題ないか。問題なければ、帳票上(滞納者用)の帳票名称にすべて「原本」を追加する		
25	印字項目	345	実態調査について	以下を追記する旨、指定都市から意見あり。 ・世帯の人数 【方針】 ・印字項目、レイアウトに、項目「世帯人数」を追加する。		
26	印字項目	417	(差押解除) 登記嘱託書(不動産)	印字項目項番 4 抹消すべき登記の内容欄を「区市町村名を記載」から「受付年月日・受付番号」へ修正する旨、指定都市から意見あり。 【確認】 ・(差押解除) 登記嘱託書(不動産) 項番 4 抹消すべき登記の内容欄を「区市町村名を記載」から「受付年月日・受付番号」へ修正することで問題ないか。		
27	印字項目	469	滞納明細	「帳票印字項目・諸元表_015滞納管理」滞納明細項番19課税情報の内容欄に「共有者がある場合、共有者●名」と表示するよう追加する旨、指定都市から意見あり。 【確認】 ・共有固定資産の期別の場合、滞納明細に共有者●名が記載されることで良いか。		
28	その他	業務フロー-2.3.		構成員から、「業務フロー-2.3(参加差押(不動産))で裁判所に差押通知書を送るようになっていて、参加差押は通知しないものと理解しています。ご確認お願いします。(また、滞納処分による差押の執行機関と競売執行機関の裁判所が執行機関でまとめられていて紛らわしい。)」との意見があった。 【確認】 差押通知書(不動産)※交付要求 29 条執行機関用について、通常の差押に関する業務フロー上必要か、改めてWTで確認する。		
29	その他	業務フロー-2.4		【方針】 業務フロー-2.4(差押(無体財産))で住民等欄の「第三債務者」を「第三債務者等」に訂正する。		
30	その他	業務フロー-2.11		構成員から、「業務フロー-2.11で差押解除通知書を執行機関に送っているが、差押時の裁判所における差押を想定しているなら差押のフロー同様の有無のチェックを入れた方がよいと思われる。また、差押解除調書なる書類が存在しているが、何が記載された書類なのか、何故登記の必要な差押解除のみに存在しているのか不明です。」との意見があった。 【方針】 ・差押解除通知書送付前に、差押有無のフローを作成する。 ・差押解除調書(決裁用)の削除		
31	その他	-	法人の通知書番号について	過去のWTにて、法人住民税は納税通知書が出力されない(申告課税)ことから、通知書番号が存在しない旨、通知書番号の代わりに法人番号を使用している旨、構成員から意見を頂戴した。 こちらに基づき、現在の取納、滞納管理においては、法人住民税の通知書番号=法人番号として整理した。 この度、APPLICから「通知書番号≠法人番号の自治体が大半である」という意見があり。 【確認】 各構成員について、法人住民税の通知書番号はどのような番号形態を使用しているのかを改めて確認する。		